

粉じん作業特別教育

労働安全衛生法第59条及び規則第36条に規定されている危険又は有害な業務及び粉じん障害防止規則第22条に規定されている特定粉じん作業の業務に従事する者に対する特別教育です。

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日は午前8:40分までご来校下さい。

◎ ご用意いただくもの

- ① 運転免許証
- ② 住民票(運転免許証のない方)
(住民票は個人番号の記載されていないもの、6ヶ月以内のもの)
- ③ 筆記用具
- ④ 講習時間 4時間30分(学科)
- ⑤ 講習料金(受講当日の受付時に納めて下さい。) 12,000円(税込)

◎ 時間割表

1日目 (学科4.5時間)

8:40 ~ 9:00	受付、説明等		
9:10 ~ 10:10	粉じんに係る疾病及び健康管理		
10:15 ~ 11:15	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法		
11:20 ~ 12:20	作業場の管理		
13:20 ~ 13:50	呼吸用保護具の使用の方法		
13:55 ~ 14:55	関係法令		

講習 予約日	月 日
-----------	-----

講習日程	
月 …	~
月 …	~
月 …	~

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸岱6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846